

あなたの会費（寄付）が
まちの安心を支えます

平成 29 年度
社協会員会費
募集

社協会員会費は
寄付控除を
受けられます



社会福祉協議会（社協）は、

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に、すべての都道府県と市区町村に設置されている福祉団体です。その理念は、地域の誰もが、住み慣れた町で、いつまでも安心して暮らし続けることができる「福祉のまち」をつくることです。

地域の支えあいのために

地域のつながりが希薄化し、虐待や孤立死、格差の拡大など社会的な課題が増加している中、社協はみなさんの協力と参加を得て、国や行政では行き届きにくい分野の地域福祉活動をすすめています。しかし、その財源については、行政からの補助金や寄付金・共同募金の配分金だけでは十分な活動が行えない状況です。

社協会員加入と会費納入をお願いいたします

地域に密着した福祉活動をさらに充実させるためにも、会員加入をお願いします。すでに入会いただいている方は、引き続き本年度の会費納入をお願いいたします。

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0007 泉佐野市上町 1-2-9

TEL 072-464-2259（代表） FAX 072-462-5400

ホームページ <http://izumisanoshakyo.or.jp>



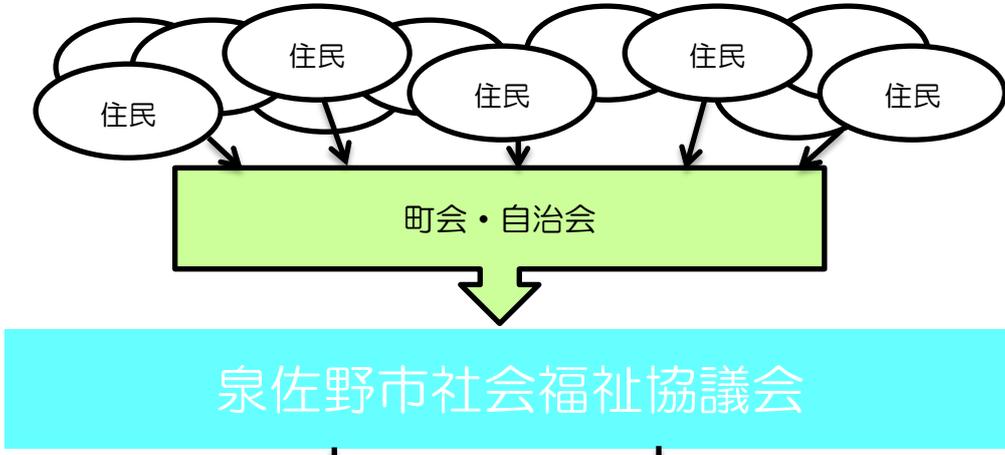
社協イメージキャラクター

シャッピー

社協会員会費の募集は、町会・自治会のボランティアの方々にご協力いただいています

社協会員会費のすべては 泉佐野市内の地域福祉活動に使われます

会員会費
の流れ



50%は町会に還付し、地区（支部）福祉委員会の活動をはじめとした、地元での支えあい活動に使われています。

- 主な使いみち**
- 要援護者に対する個別見守り活動
 - 登下校の見守り活動
 - 閉じこもり予防のための交流活動
 - 世代間交流事業
 - 子育てサロン
 - 研修会・講座
 - 防災・防犯に関する活動など



地区福祉委員会への助成
町会を基盤に各種団体によって組織されている「地区福祉委員会」は、要援護者の見守り訪問や居場所づくりなど、地域のたすけあい活動にとりくんでいる団体です。

20%は行政制度の狭間におかれている方たちのための社協独自の事業にあてられます。

- 主な使いみち**
- 障がい児者ふれあい交流会
 - 社協ふれあいクリスマス会
 - 福祉車両の貸出
 - ボランティア活動の推進など

